

入札公告（電子入札）

令和8年度群馬県県央第一水道事務所及び群馬県県央第二水道事務所で購入する水道用次亜塩素酸ナトリウムに係る一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月17日

入札執行者 群馬県県央第一水道事務所長 長谷川 博文

記

1 調達内容等

- (1) 調達物品名及び数量 県央第一水道及び県央第二水道 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入 年間購入予定数量 690,000kg（年間購入予定数量は、浄水の需要や天候等により変動することがある。）
- (2) 調達物品の品質及び規格 仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 納入場所 群馬県県央第一水道事務所（群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1）及び群馬県県央第二水道事務所（群馬県渋川市北橘町箱田821番地）
- (5) 契約方法 単価契約
- (6) 入札方法 ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。
 - ア 入札金額 ぐんま電子入札共同システムへ入力する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1kgあたり契約希望単価に110分の100を乗じた額（小数点以下第1位までとする。）に、年間購入予定数量を乗じて得た額とすること。
 - イ 契約単価 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合は、前記アの入札金額を年間購入予定数量で除した額（小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。）を契約単価とし、消費税及び地方消費税は代金支払い時に合わせて支払う。消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合は、前記アの入札金額を年間購入予定数量で除した額（小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。）に、100分の110を乗じて得た額を契約単価とする。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項又は群馬県企業局財務規程（昭和39年群馬県企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第132条の3第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代

表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

(8) 資格者名簿において、営業品目に薬品があり、格付がA等級の者であること。

(9) 当該調達物品について、仕様書記載の規格に適合した物品及び数量を指定する日時及び場所に確実に納入できる者であること。

(10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問合わせ先 〒370-3504 群馬県北群馬郡榛東村大字 広馬場411番地1 群馬県県央第一水道事務所管理係(担当者名 齋藤) 電話0279-54-8464

(2) 入札説明書の交付方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

(3) 入札説明書の交付期間 令和8年2月17日(火)午前9時から同年3月4日(水)午後4時まで。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 申請書等の提出方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

イ 申請書等の提出期間 令和8年2月17日(火)午前9時から同年3月4日(水)午後4時まで。

ウ 入札参加資格確認結果 令和8年3月11日(水)までにぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)により通知する。

(5) 入札書及び入札内訳書等提出方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

(6) 入札書及び入札内訳書等提出期間 令和8年3月16日(月)午前9時から同月23日(月)午後4時まで

(7) 入札内訳書等開封日時 令和8年3月23日(月)午後4時10分

(8) 開札日時 令和8年3月24日(火)午前10時00分

(9) 入札結果 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)により公表する。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 契約の相手方は、契約単価に年間購入予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、規程第132条の16の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効 本件入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号及び規程第132条の34の2各号に掲げる入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法 規則第169条及び規程第132条の9の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2人以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。

- (5) 契約の確定 令和8年度群馬県水道事業会計予算が上程・可決されなかった場合その他の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。また、当該入札の落札決定の効果は、令和8年4月1日（水）に令和8年度予算発効時において効力を生じ、契約の締結は同日とする。
- (6) その他 その他詳細は、入札説明書による。